

30年度 公文書開示状況（11月決定分） 会計管理局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	H30.11.14	H30.11.21	貴部局の東京都情報公開条例第6条第1項の規定に基づく開示請求で同条例第12条第3項の規定による「開示決定等期間特例延長通知書」による、平成20年以降、現在までの100日間を超過するもの 1 開示決定通知書 2 非開示決定通知書 以上の全ての証拠文書等を請求します。				1											会計管理局では、平成20年以降、開示請求のあった日の翌日から起算して開示等の決定を行うまでに100日を超過した案件はないことから、請求内容に係る文書は作成しておらず存在しないため。	会計管理局管理部 総務課
2	H30.11.9	H30.11.22	〇〇の対応の正当性が確認できる公文書					1		1								(7条2号) 本件請求の内容は、特定の職員の職務遂行外の行動に係る情報などの個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）であるため、東京都情報公開条例第7条第2号の非開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、同条例第7条第2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで非開示とする。	会計管理局管理部 総務課
3	H30.11.9	H30.11.22	〇〇の行為の正当性が確認できる公文書					1		1								(7条2号) 本件請求の内容は、特定の職員の勤務態度等の情報などの個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）であるため、東京都情報公開条例第7条第2号の非開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、同条例第7条第2号に該当する特定の職員の勤務態度等に係る事実の有無を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで非開示とする。	会計管理局管理部 公金管理課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。